

# 公益財団法人かすがい市民文化財団の後援等に関する取扱いについて

## **後援等の内容**

市民団体、芸術文化団体等が開催する事業等に対して、当財団の後援・推薦（後援等といいます）の名義使用を承認し、又は表彰することをいいます。

### **【後援】**

事業の企画及び実施について賛同し、当財団として奨励することが適当と認められる場合に行います。

### **【推薦】**

映画、演劇等の作品及び内容について、当財団として推奨することが適当であると認められる場合に行います。

## **後援等の基準**

芸術又は文化の振興に寄与し、参加者又は対象者が主として春日井市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する事業を対象とします。

- (1) 公共団体、公共的団体又はそれに準ずる団体が実施する事業等
- (2) 春日井市が支援している団体が実施する事業等
- (3) 企業等が実施するもののうち、公益性があり、かつ、営利を目的としない事業等

## **後援を行わない場合**

次のいずれかに該当する場合には、後援等を行いません。

- (1) 宗教もしくは政治的な意図又は目的がある場合
- (2) 営利的もしくは売名的な意図又は目的がある場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 特定又は少数の者のみを対象としている場合
- (5) 事業等への参加以外に、団体又は組織への加入等の勧誘目的がある場合

## **申請方法**

後援等申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、後援等の決定を希望する日の20日前まで（※注）に当財団へ提出してください。

※注 後援等の決定を希望する日の20日前とは、事業等を実施する日ではなく、チラシ・ポスターの作成等のために後援等の決定がおきる必要がある日のことをいいます。

## **申請に必要な書類**

### ①主催団体の組織に関する書類

団体の規約、名簿等をいいます。

### ②主催団体の活動状況に関する書類

団体の年間の事業計画、前年度のチラシ等をいいます。

### ③後援等を申請する事業内容に関する書類

事業計画、前年度のチラシ等をいいます。

また、入場料が有料の事業については、営利性の有無等、当財団の後援事業として適切かどうかを判断するため、その事業における収支予算内訳書等を添付してください。

## **申請後の流れ**

申請後に内容を精査し、基準を満たすものには後援等の決定通知を郵送します。決定までには通常1～2週間程度かかりますので、ご了承ください。

後援等が決定された場合には、次の条件を守ってください。

- (1) 事業の経費は、主催者等の負担とします。(当財団は負担いたしません。)
- (2) 申請内容を変更する場合は、速やかに後援事業等変更届(第4号様式)を提出してください。
- (3) 事業の終了後は、速やかに後援事業等実施報告書(第5号様式)に必要事項を記入し、ポスター、チラシ、プログラム等を添付して提出してください。

## **その他**

後援等を決定した後であっても、事業の主催者又は関係者が申請内容を偽り、後援等の基準の趣旨に反する行為を行った場合には、後援等の決定を取り消す場合があります。

また、後援等をした事業が実施された後に、事業の主催者又は関係者が申請内容を偽り、後援等の基準の趣旨に反する行為を行った事実が判明した場合は、今後の当該主催者又は当該事業に対する後援等が行われない場合があります。